

令和3年5月

関係者各位

林業・木材製造業労働災害防止協会京都府支部

「伐木等業務従事者特別教育」講習会開催のお知らせ

労働者を『チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務』に就かせる場合には、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則の規定により、事業主は当該業務に従事する者に特別教育を実施しなければならないことになっています。

当支部では、この特別教育を事業主に代わって、下記のとおり講習会を開催します。未受講の方々はこの機会に受講されるよう御案内申し上げます。

記

- 1 講習日時 ~~令和3年6月8日(火)～6月10日(木)計3日間~~
令和3年6月30日(水)～7月2日(金)計3日間
3日間とも 9:00～17:00 集合時間 8:45
- 2 講習会場 京都府立口丹波勤労者福祉会館(南丹市八木町西田金井畠9)
- 3 講習内容
【学科教育、9時間】
①伐木作業に関する知識 ②チェーンソーに関する知識 ③振動障害及びその予防に関する知識 ④関係法令
【実技教育、9時間】
①伐木等の方法 ②チェーンソーの操作 ③チェーンソーの点検及び整備
- 4 受講料、テキスト代
林災防会員 13,200円(税込)
非会員 19,800円(税込)
テキスト代 2,970円(税込)
※受講料+テキスト代の合計金額をお振込みください。また、振込手数料の御負担をお願いいたします。
【振込先】
京都中央信用金庫三条支店 普通預金 515060
林材業労災防止協会
(リンザイギョウロウサイボウシキョウカイ)
京都銀行二条駅前支店 普通預金 1055624
林業・木材製造業労働災害防止協会
(リンギョウモクザイセイゾウギョウロウドウサイガイボウシキョウカイ)
- 5 定員 40名 ※定員に達しましたら申し込みを終了します。

6 申込先

〒604-8417

京都市中京区西ノ京内畑町 41-3

林業・木材製造業労働災害防止協会京都府支部

電話：075-802-2991

7 申込方法

電話により仮予約して頂いた上で、別紙申込書に写真を貼付、必要事項を記入し、受講料の振込証明書等の写しと別途写真1枚を添えて郵送又は持参願います。

なお、持参の場合は、窓口で受講料の支払い可。

※写真のサイズ(タテ 3.6cm×ヨコ 2.5cm : ポラロイド不可、コピー用紙印刷不可、裏面に氏名を記入)

8 申込期間

令和3年3月25日から令和3年5月25日までに手続きを完了してください。

9 特別教育講習修了証

所定時間受講された方に講習修了証を交付します。

10 その他

①後日、受講票（ハガキ）を送付します。（講習日の5日前までに届かない場合は連絡してください。）

②当日、本人確認をしますので、受講票と本人確認ができるもの（運転免許証等）をお持ちください。

③認印を持参してください。（修了証の受け取りに必要です。）

④テキストは講習会場でお渡しします。

⑤昼食は各自で用意してください。

⑥3日目に伐採の実技を行いますので動きやすい服装で御参加ください。また、**防護ズボン又はチャップスを持参してください。**（令和2年8月からチェーンソー作業時での防護ズボン又はチャップスの着用が義務付けられています。）

⑦受講申込後に受講者の都合で参加を取り消される場合、受講料等は返却いたしかねますので御了承ください。

⑧受講申込が少ない場合は中止することがあります。

⑨不明の点は申込先へお問い合わせください。

11 おことわり

受講の際はご自身のマスクを持参・着用してください。

発熱等の風邪のような症状がみられるときは受講できません。

新型コロナウイルス感染症対策で講習会を中止することが想定されます。中止の場合は事業主様にメール又は電話でお知らせします。また、（一社）京都府木材組合連合会ホームページ (<https://www.kyomokuren.or.jp>)の新着情報でもお知らせしますので、受講生の皆様も確認してください。

京都府支部の都合により講習を中止する場合、受講手数料等は振込手数料を差し引いた金額を返還します。手続きの詳細についてはメール又は文書で連絡いたします。

***新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、御理解と御協力をお願いします。**